



ごみ有料化を継続審査します

議 案 名

笠岡市廃棄物の処理及び清掃に関する
条例の一部を改正する条例について

家庭ごみ収集の完全有料化の是非を引き続き審査します。

Q 家庭ごみ収集の完全有料化とは？

A 世帯の人数に応じて市の指定ごみ袋を一定数無料で配り、それが不足する場合は購入するという現在の「超過従量制」から、1枚目からごみ袋を購入する「単純従量制」へ移行する案のことです。その場合、ごみ袋の価格は1リットル1円に下がる予定です。

※例：30リットル（10枚入り）の場合

現在の制度（超過従量制）→700円

改正案の制度（単純従量制）→300円

Q どうして継続審査なの？

A 委員会の審査の過程では様々な意見が出ました。その中で、

「超過従量制を導入している現在も市民は減量に取り組んでおり、自治体別の1人あたり排出量は近隣に比べ少なく、また、ごみ全体の4割を占める事業ごみが減っていない中で、さらに市民に負担をかける有料化はどうなのか。」といった意見や、関連して、「今年度から事業ごみについても、比較的多量のごみを出す事業所に集まってもらい、連絡会議を開いて減量に向けた情報交換や情報共有を行い始めたようなので、今年度の取り組みの成果を見てから判断するべきではないか。」といった意見、「有料化そのものに反対ではないが、新聞等ではじめて制度変更の話が出ていることを知ったという話を自分の周りでも聞く。制度変更について、さらに各地域に出向いて、もう少し説明を丁寧に行うべきではないか。」などの意見があり、

「担当課においては説明会等、導入に向けて大変な努力をしてきたことはわかるが、市民意識の改革につながるという効果において、議会でもまだ十分に同意が得られていない。よって引き続き審査をおこなうべき。」

との意見が出て、継続審査となりました。

Q 今後は？

A 継続審査としましたので、所管の委員会（環境福祉委員会）で次の定例会までに審査を行い今後の方向性を検討します。

※継続審査：会議に付された議案について、当該会期中に議了できず、閉会中に引き続き審査を行うこと。

※審査：委員会において、議会の議決の対象となる議案などについて、討論し一応の結論を出す一連の過程のこと。